

# 外貨建マネー・マーケット・ファンド

## 米ドル・ポートフォリオ(米ドル建)

ルクセンブルグ籍オープン・エンド契約型外国投資信託

## 運用報告書(全体版)

作成対象期間: 第28期(2024年11月1日~2025年10月31日)

受益者のみなさまへ

毎々、格別のご愛顧にあずかり厚くお礼申し上げます。  
さて、外貨建マネー・マーケット・ファンド(以下「トラスト」といい、トラストのサブ・ファンドである米ドル・ポートフォリオを「ファンド」といいます。)は、このたび、第28期(以下「当期」ということがあります。)の決算を行いました。ここに、運用状況をご報告申し上げます。  
今後とも一層のお引立てを賜りますよう、お願い申し上げます。

ファンドの仕組みは、以下のとおりです。

ファンド形態	ルクセンブルグ籍オープン・エンド契約型外国投資信託(米ドル建)
信託期間	無期限 なお、米ドル・ポートフォリオは1997年10月9日に運用が開始されました。
運用方針	ファンドは、質の高い金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定した収益を追求することを目的とします。 ※トラストおよびファンドは、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則(EU)2017/1131(以下「MMF規則」といいます。)に基づくマネー・マーケット・ファンド(以下「マネー・マーケット・ファンド」または「MMF」といいます。)として適格性を有します。 また、ファンドは、MMF規則における、公的債務固定基準価額MMF(以下「公債CNAV MMF」といいます。)に該当します。
主要投資対象	金融市場証券の他、定期預金証書および公債商品(以下に定義します。)に担保された逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約)、ならびに米ドル建て短期公債商品であるユーロ・コマーシャル・ペーパー(以下「ECP」といいます。)、NEUCP(譲渡可能欧州コマーシャル・ペーパー)、譲渡可能定期預金証書およびTビル(米国財務省短期証券)等です。 ファンドは、その資産の99.5%以上を以下の金融商品に投資しなければなりません。 - EU、EU加盟国の中央政府、地方自治体および現地行政機関またはEU加盟国の中央銀行、欧州中央銀行、欧州投資銀行、欧州投資基金、欧州安定メカニズム、欧州金融安定ファシリティ、第三国の中央政府もしくは中央銀行、国際通貨基金、国際復興開発銀行、欧州評議会開発銀行、欧州復興開発銀行、国際決済銀行もしくはその他の一もしくは複数のEU加盟国が所属する関連する国際金融機関・組織により単独または共同で発行されるかまたは保証された金融市場証券(以下「公債商品」といいます。) - 公債商品により担保された逆買戻し条件付契約(リバースレポ契約) - 現金
主な投資制限	ファンドは、公債CNAV MMFとしての投資制限を遵守します。以下はその要点を述べたものです。 ●少なくとも6つの異なる銘柄の公債商品を保有しなければならず、かつ一銘柄の有価証券がファンドの総資産の30%を超えてはならないものとします。 ●原則として、ファンドの資産の10%を超えて同一金融機関に預金することはできません。 ●金融市場証券、証券化商品、資産担保コマーシャル・ペーパーおよびその他MMFの受益証券または投資証券の空売りは行いません。 ※さらに、ファンドはその受益証券が販売される法域の規制当局により要求される規制も遵守します。 <b>流動性リスクおよびポートフォリオ・リスクの制限に係る規則</b> 管理会社は、受益者の換金(買戻し)請求に随時応じられるように、以下のような流動性基準を遵守します。 ●1日単位で満期を迎える資産の組入比率: ファンド資産の最低10% ●週単位で満期を迎える資産の組入比率: ファンド資産の最低30% 管理会社がコントロールできない理由により、または新株引受権もしくは新株買取権の行使の結果として、かかる制限を超過した場合、管理会社は受益者の利益を考慮し、換金(買戻し)ゲートの設定、換金(買戻し)制限、または流動性手数料を課すことなどの措置を取ることがあります。
ファンドの運用方法	法定の償還日までの残存期間が、397日を超えない金融市場証券のみに投資します。ファンド全体の原資産の加重平均残存期間は、60日を超えません。ファンド全体の原資産の加重平均残存年限は、120日を超えません。買戻請求に適切に対応するため、その資産の一定割合を短期の金融市場証券の形で保有します。通常の場合、すべての金融市場証券を満期まで保有します。 管理会社は1口当たりの純資産価格を1セント(0.01米ドル)に維持するよう最善を尽くします。
分配方針	1口当たりの純資産価格を0.01米ドルに維持するために必要な額の分配を日々行う予定です。 毎月の最終取引日に、当該最終取引日の直前の日(当日を含みます。)までに宣言された、発生済・未払いのすべての分配金は、源泉税等を控除後、自動的に再投資されます。 ※分配の結果、トラストの純資産総額がルクセンブルグの法律に規定された最低限を下回るような場合には、分配を行うことができません。

管理会社

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ  
(ルクセンブルグ) エス・エイ

代行協会員

みずほ証券株式会社

## 目次

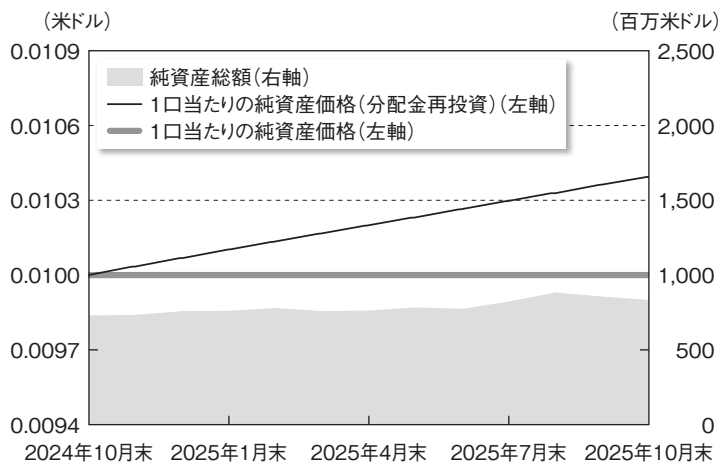
	頁
I. 運用の経過および運用状況の推移等 .....	1
II. 運用実績 .....	5
III. 純資産額計算書 .....	14
IV. ファンドの経理状況 .....	15
V. お知らせ .....	38

(注)アメリカ合衆国ドル(以下「米ドル」といいます。)の円貨換算は、2026年1月30日現在の株式会社三菱UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値(1米ドル=153.66円)によります。

## I. 運用の経過および運用状況の推移等

### (1) 当期の運用経過および今後の運用方針

#### ■当期の1口当たりの純資産価格等の推移について



第27期末の1口当たりの純資産価格	0.01米ドル
第28期末の1口当たりの純資産価格	0.01米ドル (分配金額: 0.000387米ドル)
騰落率	3.939%

(注1) 1口当たりの純資産価格(分配金再投資)は、税引前の分配金をファンドへ再投資したとみなして算出したもので、ファンド運用の実質的なパフォーマンスを示すものです。

(注2) 1口当たりの純資産価格(分配金再投資)は、第27期末の1口当たりの純資産価格を起点として計算しています。

(注3) 分配金額は、各会計年度における月次分配金(税引前)の単純合計を記載しています。以下同じです。

(注4) 騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算しています。

(注5) ファンドの購入価額により課税条件は異なりますので、お客様の損益の状況を示すものではありません。

(注6) ファンドにベンチマークは設定されていません。

#### ■1口当たりの純資産価格の主な変動要因

当期中、ファンドの1口当たりの純資産価格は、0.01米ドルと一定でした。ファンドは、MMF規則第2条(11)に規定する公債CNAV MMFとして適格性を有します。当期中のファンドの純配当利回りは、3.888%でした。

## ■分配金について

当期(2024年11月1日～2025年10月31日)の各月の再投資日に再投資された1口当たりの分配金(税引前)は、それぞれ以下のとおりです。

(金額:米ドル)

再投資日	1口当たりの純資産価格	1口当たりの分配金額 (対1口当たりの純資産価格比率 <sup>(注)</sup> )
2024年11月28日	0.01	0.00003361 (0.3350%)
12月29日	0.01	0.00003390 (0.3379%)
2025年1月30日	0.01	0.00003498 (0.3486%)
2月27日	0.01	0.00002994 (0.2985%)
3月30日	0.01	0.00003259 (0.3248%)
4月29日	0.01	0.00003131 (0.3121%)
5月29日	0.01	0.00003135 (0.3125%)
6月29日	0.01	0.00003251 (0.3240%)
7月30日	0.01	0.00003258 (0.3247%)
8月28日	0.01	0.00003041 (0.3032%)
9月29日	0.01	0.00003307 (0.3296%)
10月30日	0.01	0.00003072 (0.3063%)

(注)「対1口当たりの純資産価格比率」とは、以下の計算式により算出される値であり、ファンドの収益率とは異なる点にご留意ください。

対1口当たりの純資産価格比率(%)=100×a/b

a=当該再投資日に再投資された1口当たりの分配金額

b=当該再投資日における1口当たりの純資産価格+当該再投資日に再投資された1口当たりの分配金額

以下同じです。

## ■投資環境について

当期中、米国におけるインフレ率は、前年の高い数値から徐々に低下し、2025年の連邦準備制度理事会の目標値に近づきました。

2024年第4四半期の米国国勢調査局の報告のとおり、インフレであるにもかかわらずGDP成長率が低迷していることを背景として、連邦準備制度理事会は、雇用および経済を支えるために2024年11月および12月に25ベースポイントの利下げを行いました。2025年第1四半期、経済は、特に消費者支出および住宅市場に関して、依然として低迷していました。同期間を通じて、連邦準備制度理事会は、インフレ率が引続き横ばいであったものの、連邦準備制度理事会の目標値までは下降せず、経済成長はそれほど鈍化していなかったことから、2025年1月、3月、5月、6月および7月の連邦公開市場委員会(以下「FOMC」といいます。)の会合において利下げを見合わせ、Pause and Assess(一時停止して評価する)アプローチを維持しました。かかる対応は、ディスインフレの持続性に関する不確実性および早期緩和を回避したいという意向を反映したものでした。

しかしながら、労働市場の低迷により、連邦準備制度理事会は、2025年9月および10月のFOMCの会合において25ベースポイントの利下げの実施に踏み切りました。これらの利下げは、インフレを再燃させることなく経済成長を促すことを目的としていました。

## ■ポートフォリオについて

EC Pの利回りは、2024年11月および12月の利下げの結果、当期の最初の2か月間において低下しました。しかしながら、連邦準備制度理事会が9月のFOMCの会合まで利下げを保留したため、2025年の最初の7か月間においてEC Pの利回りは安定的でした。2025年8月以降、当期の残りの期間においてEC Pの利回りが低下し始めました。これは、9月および10月のFOMCの会合における25ベースポイントの利下げを市場が織り込み始めたことによるものでした。これに伴い、ファンドの投資対象は、主に2か月満期物、3か月満期物および4か月満期物の非常に高格付の米ドル建EC Pとなりました。かかる戦略を用いることにより、ファンドの当期のグロス・リターンは、4.4205%でした。今後の金利サイクルにおいて、投資運用会社は、イールドカーブがマイナスにならないことを条件として、現在の投資戦略を継続します。投資運用会社は現在、3か月物や4か月物といった、満期がより長期のEC Pに価値があると考えています。

## ■投資の対象とする有価証券の主な銘柄

当期末現在における有価証券等の主な銘柄については、後記「IV. ファンドの経理状況」の「(3) 投資有価証券明細表等」をご参照ください。

## ■今後の運用方針

投資方針への重要な変更は予定していません。ファンドの投資目的は、質の高い短期金融市場証券に投資することにより、元本を維持し流動性を保ちながら、市場金利に沿った安定した収益を追求することです。

## (2) 費用の明細

項目	項目の概要 <sup>(注1)</sup>	
管理報酬 <sup>(注2)</sup> A I F M報酬	当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.06%を上限とします。 ただし、以下の最低固定支払額があります。 四半期毎に最低5,500米ドル	管理会社としての活動に対する報酬およびオルタナティブ投資ファンド運用会社(A I F M)としての活動に対する報酬
投資運用報酬	当該四半期中の日々の純資産総額の平均額の年率0.18%を上限とします。	ファンド資産の投資顧問・運用業務への対価
保管受託銀行の報酬	日々の純資産総額の平均額の年率0.032%を上限とする保管報酬およびファンドの純資産総額の平均額から支払われる年率0.008%(該当ある場合には、付加価値税を加えます。)を上限とする監督報酬およびモニタリング報酬	ファンド資産の保管業務への対価
日本における販売会社報酬	日々の純資産額の平均額の年率0.30%を上限とします。	日本におけるファンド証券の販売・買戻しの取扱い業務への対価
代行協会員報酬	ありません。	—
その他の費用(当期) <sup>(注3)</sup>	0.03%	弁護士および監査人の報酬(弁護士に支払う開示書類の作成・届出業務等に係る報酬および監査人等に支払う監査に係る報酬等)ならびに一切の税金等

(注1)各報酬については、目論見書に定められている料率を記載しています。

(注2)登録・名義書換事務代行会社、管理事務代行会社、支払事務代行会社および会社事務代行会社は、当該四半期中のファンドの日々の純資産総額の平均額の年率0.035%を上限とする管理事務代行報酬(四半期毎に最低3,205米ドル)を、管理会社より受領します。

管理事務代行報酬は、ファンドの登録・名義書換事務代行業務、管理事務・支払事務・会社事務代行業務、評価業務およびファンド証券の純資産価格の計算等の業務への対価として支払われます。

(注3)「その他の費用(当期)」には運用状況等により変動するものや実費となる費用が含まれます。便宜上、ファンドの当期のその他の費用の金額をファンドの当期末の純資産総額で除して100を乗じた比率を表示していますが、実際の比率とは異なります。

## Ⅱ. 運用実績

### (1) 投資状況

資産別および地域別の投資状況

(2026年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	271,411,251.88	32.85
	フィンランド	163,021,447.44	19.73
	ドイツ	162,058,228.63	19.61
	国際的機関	25,980,354.00	3.14
	オーストリア	24,951,240.95	3.02
	スイス	21,912,139.50	2.65
小計		669,334,662.40	81.01
現金・預金・その他の資産（負債控除後）		156,923,994.59	18.99
合計		826,258,656.99 (約126,963百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

## (2) 投資資産

### ① 投資有価証券の主要銘柄

(2026年1月末日現在)

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資比率 (%)
						額面金額	取得金額	時価	
1	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG (USD) CP 21/5/26	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	—	2026/5/21	33,000,000.00	32,603,326.20	32,633,076.74	3.95
2	CAISSE DES DEPOTS ET CONS. (USD) CP 20/5/26	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	—	2026/5/20	33,000,000.00	32,597,958.51	32,631,461.97	3.95
3	ERSTE ABWICKLUNGSANSTALT (USD) CP 5/3/26	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	—	2026/3/5	30,000,000.00	29,715,474.33	29,892,512.52	3.62
4	EUROP. INV. BK (USD) CP 6/2/26	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	国際的機関	—	2026/2/6	26,000,000.00	25,741,795.49	25,980,354.00	3.14
5	OESTERREICH KONTROLLBANK (USD) CP 17/2/26	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	オーストリア	—	2026/2/17	25,000,000.00	24,750,787.08	24,951,240.95	3.02
6	EUROFIMA EUROPAEISCHE GESELLSCHAFT (USD) CP 9/3/26	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	スイス	—	2026/3/9	22,000,000.00	21,789,597.23	21,912,139.50	2.65
7	MUNICIPALITY FIN. PLC (USD) CP 16/4/26	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	—	2026/4/16	22,000,000.00	21,800,525.19	21,831,554.60	2.64
8	KFW (USD) CP 15/4/26	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	—	2026/4/15	22,000,000.00	21,726,159.86	21,830,264.38	2.64
9	MUNICIPALITY FIN. PLC (USD) CP 22/4/26	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フィンランド	—	2026/4/22	22,000,000.00	21,800,525.19	21,818,256.28	2.64
10	KFW (USD) CP 11/3/26	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	ドイツ	—	2026/3/11	21,000,000.00	20,802,377.41	20,912,167.74	2.53
11	AG CENT. ORG SEC SOCIALE (USD) CP 9/2/26	ユーロ・コマーシャル・ペーパー	フランス	—	2026/2/9	20,000,000.00	19,723,163.49	19,977,674.48	2.42

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資比率 (%)
						額面金額	取得金額	時価	
12	MUNICIPALITY FIN. PLC (USD) CP 10/2/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィン ランド	—	2026/2/10	20,000,000.00	19,803,635.95	19,976,521.69	2.42
13	AG CENT. ORG SEC SOCIALE (USD) CP 17/2/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	—	2026/2/17	20,000,000.00	19,729,021.88	19,960,344.67	2.42
14	AG CENT. ORG SEC SOCIALE (USD) CP 19/5/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	—	2026/2/19	20,000,000.00	19,660,343.00	19,955,600.39	2.42
15	MUNICIPALITY FIN. PLC (USD) CP 20/2/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィン ランド	—	2026/2/20	20,000,000.00	19,800,880.15	19,954,548.73	2.42
16	AG CENT. ORG SEC SOCIALE (USD) CP 24/2/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	—	2026/2/24	20,000,000.00	19,663,492.11	19,944,286.77	2.41
17	AG CENT. ORG SEC SOCIALE (USD) CP 25/2/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	—	2026/2/25	20,000,000.00	19,661,575.14	19,942,489.89	2.41
18	AG CENT. ORG SEC SOCIALE (USD) CP 4/3/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	—	2026/3/4	20,000,000.00	19,803,450.75	19,927,931.94	2.41
19	MUNICIPALITY FIN. PLC (USD) CP 12/3/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィン ランド	—	2026/3/12	20,000,000.00	19,874,723.00	19,917,155.53	2.41
20	AG CENT. ORG SEC SOCIALE (USD) CP 10/3/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	—	2026/3/10	20,000,000.00	19,736,192.89	19,914,262.69	2.41
21	MUNICIPALITY FIN. PLC (USD) CP 16/3/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィン ランド	—	2026/3/16	20,000,000.00	19,876,731.14	19,909,063.96	2.41
22	AG CENT. ORG SEC SOCIALE (USD) CP 13/3/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	—	2026/3/13	20,000,000.00	19,736,192.89	19,907,667.51	2.41
23	AG CENT. ORG SEC SOCIALE (USD) CP 23/3/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	—	2026/3/23	20,000,000.00	19,729,216.50	19,884,584.08	2.41
24	AG CENT. ORG SEC SOCIALE (USD) CP 7/4/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	—	2026/4/7	20,000,000.00	19,728,729.96	19,854,599.26	2.40

	銘柄	種類	発行国	利率	満期日	(米ドル)			投資比率 (%)
						額面金額	取得金額	時価	
25	MUNICIPALITY FIN. PLC (USD) CP 27/4/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィン ランド	—	2026/4/27	20,000,000.00	19,818,659.27	19,824,703.96	2.40
26	MUNICIPALITY FIN. PLC (USD) CP 15/5/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フィン ランド	—	2026/5/15	20,000,000.00	19,759,591.64	19,789,642.69	2.40
27	AG CENT. ORG SEC SOCIALE (USD) CP 26/5/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	—	2026/5/26	20,000,000.00	19,742,995.56	19,757,621.83	2.39
28	AG CENT. ORG SEC SOCIALE (USD) CP 28/5/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	フランス	—	2026/5/28	20,000,000.00	19,748,535.32	19,752,726.40	2.39
29	KFW (USD) CP 25/3/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2026/3/25	19,000,000.00	18,754,318.43	18,889,443.29	2.29
30	KFW (USD) CP 25/2/26	ユーロ・ コマー シャル・ ペーパー	ドイツ	—	2026/2/25	13,000,000.00	12,784,831.29	12,963,435.38	1.57

② 投資不動産物件

該当事項はありません（2026年1月末日現在）。

③ その他投資資産の主要なもの

該当事項はありません（2026年1月末日現在）。

### (3) 運用実績

#### ① 純資産の推移

下記会計年度末および当期中の各月末の純資産の推移は、以下のとおりです。

	純資産総額		1口当たりの純資産価格	
	千米ドル	百万円	米ドル	円
第19会計年度末 (2016年10月末日)	582,930	89,573	0.01	2
第20会計年度末 (2017年10月末日)	540,310	83,024	0.01	2
第21会計年度末 (2018年10月末日)	513,448	78,896	0.01	2
第22会計年度末 (2019年10月末日)	552,731	84,933	0.01	2
第23会計年度末 (2020年10月末日)	756,833	116,295	0.01	2
第24会計年度末 (2021年10月末日)	676,280	103,917	0.01	2
第25会計年度末 (2022年10月末日)	545,759	83,861	0.01	2
第26会計年度末 (2023年10月末日)	623,528	95,811	0.01	2
第27会計年度末 (2024年10月末日)	730,097	112,187	0.01	2
第28会計年度末 (2025年10月末日)	833,076	128,010	0.01	2
2024年11月末日	733,576	112,721	0.01	2
12月末日	758,967	116,623	0.01	2
2025年1月末日	760,814	116,907	0.01	2
2月末日	779,329	119,752	0.01	2
3月末日	758,845	116,604	0.01	2
4月末日	762,898	117,227	0.01	2
5月末日	783,798	120,438	0.01	2
6月末日	774,602	119,025	0.01	2
7月末日	822,980	126,459	0.01	2
8月末日	883,715	135,792	0.01	2
9月末日	856,249	131,571	0.01	2
10月末日	833,076	128,010	0.01	2

## ② 分配の推移

ファンド証券の1口当たりの純資産価格を、ファンドについて0.01米ドルに維持するために必要な額の分配を日々宣言しています。毎月の最終取引日に、（当該最終取引日の直前の日（当日を含みます。）までに）宣言された、発生済・未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者の関係国において支払われる分配金についての源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきファンド証券が発行されます。

以下は、当期中における、前月最終営業日から各月最終営業日前日まで保有した場合に再投資された月次分配金（源泉課税後）の額を表示したものです。

最終営業日	100口当たり分配金累計（源泉課税後）
	米ドル
2024年11月27日	0.002669
12月27日	0.002657
2025年1月30日	0.002611
2月27日	0.002337
3月28日	0.002608
4月28日	0.002456
5月29日	0.002443
6月29日	0.003251
7月30日	0.003258
8月28日	0.003041
9月29日	0.003307
10月30日	0.003072

下記会計年度における前記月次分配金（源泉課税後）の単純合計は、以下のとおりです。

	100口当たり分配金合計（源泉課税後）
	米ドル
第19会計年度	0.002075
第20会計年度	0.004357
第21会計年度	0.010537
第22会計年度	0.013839
第23会計年度	0.004151
第24会計年度	0.000242
第25会計年度	0.005578
第26会計年度	0.032838
第27会計年度	0.037268
第28会計年度	0.033710

③ 収益率の推移

会計年度	収益率（注）
第19会計年度	0.2075%
第20会計年度	0.4357%
第21会計年度	1.0537%
第22会計年度	1.3839%
第23会計年度	0.4151%
第24会計年度	0.0242%
第25会計年度	0.5578%
第26会計年度	3.2838%
第27会計年度	3.7268%
第28会計年度	3.3710%

（注）ファンドは、純資産価格について変動がないため、本書に開示の収益率は、分配金の各会計年度における累計額を用いて、以下の計算式により算出されました。なお、収益率の計算に際し用いた分配金は、源泉徴収税を控除したものです。

$$\text{収益率（\%）} = 100 \times (a - b) / b$$

a = 当該会計年度末の1口当たりの純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の1口当たりの純資産価格（分配落の額）

#### (4) 販売及び買戻しの実績

下記会計年度の販売および買戻しの実績ならびに当該年度末現在の発行済口数は、以下のとおりです。

	販売口数	買戻し口数	期末発行済口数
第19会計年度	83,359,051,004 (83,359,051,004)	85,450,788,603 (85,450,788,603)	58,292,959,285 (58,292,959,285)
第20会計年度	61,558,150,373 (61,558,150,373)	65,820,080,665 (65,820,080,665)	54,031,028,993 (54,031,028,993)
第21会計年度	78,671,457,143 (78,671,457,143)	81,357,648,100 (81,357,648,100)	51,344,838,036 (51,344,838,036)
第22会計年度	76,057,872,096 (76,057,872,096)	72,129,618,624 (72,129,618,624)	55,273,091,508 (55,273,091,508)
第23会計年度	134,841,678,120 (134,841,678,120)	114,431,468,221 (114,431,468,221)	75,683,301,407 (75,683,301,407)
第24会計年度	114,515,741,323 (114,515,741,323)	122,571,049,501 (122,571,049,501)	67,627,993,229 (67,627,993,229)
第25会計年度	85,242,640,156 (85,242,640,156)	98,294,712,570 (98,294,712,570)	54,575,920,815 (54,575,920,815)
第26会計年度	83,096,857,397 (83,096,857,397)	75,319,968,354 (75,319,968,354)	62,352,809,858 (62,352,809,858)
第27会計年度	107,016,856,463 (107,016,856,463)	96,359,996,435 (96,359,996,435)	73,009,669,886 (73,009,669,886)
第28会計年度	105,200,024,349 (105,200,024,349)	94,902,069,268 (94,902,069,268)	83,307,624,967 (83,307,624,967)

(注) ( ) の数は本邦内における販売・買戻しおよび期末発行済口数です。

### Ⅲ. 純資産額計算書

(2025年10月末日現在)

		米ドル (Ⅳ. を除く。)	千円 (Ⅳ. およびⅤ. を除く。)
I.	資産総額	834,381,622	128,211,080
II.	負債総額	1,305,372	200,583
III.	純資産総額 (I - II)	833,076,250	128,010,497
IV.	発行済口数	83,307,624,967口	
V.	1口当たりの純資産価格 (III/IV)	0.01	2円

#### IV. ファンドの経理状況

##### (1) 貸借対照表

外貨建マネー・マーケット・ファンド  
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託  
純資産計算書  
2025年10月31日現在

	注	米ドル	千円
<b>資産</b>			
投資有価証券時価評価額	2.2	690,729,438	106,137,485
現金預金		143,650,272	22,073,301
前払費用		1,876	288
未収銀行利息		36	6
<b>資産合計</b>		<b>834,381,622</b>	<b>128,211,080</b>
<b>負債</b>			
未払管理報酬およびA I F M報酬	4	129,945	19,967
未払投資運用報酬	5	294,711	45,285
未払専門家報酬		12,857	1,976
未払保管報酬	6	88,882	13,658
未払販売会社報酬	7	649,725	99,837
未払発行税	8	6,942	1,067
その他の負債		122,310	18,794
<b>負債合計</b>		<b>1,305,372</b>	<b>200,583</b>
<b>期末現在純資産額</b>		<b>833,076,250</b>	<b>128,010,497</b>
発行済受益証券口数		83,307,624,967 口	
1口当たり純資産価格		0.01 米ドル	2 円

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

(2) 損益計算書

外貨建マネー・マーケット・ファンド  
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託  
運用および純資産変動計算書  
2025年10月31日終了年度

		外貨建マネー・マーケット・ファンドー 米ドル・ポートフォリオ	
	注	米ドル	千円
期首現在純資産額		730,096,699	112,186,659
収益			
銀行利息		462	71
定期預金利息		6,303,092	968,533
その他の収益		3,292	506
収益合計		<u>6,306,846</u>	<u>969,110</u>
費用			
管理報酬およびA I F M報酬	4	476,039	73,148
投資運用報酬	5	1,103,045	169,494
販売会社報酬	7	2,385,708	366,588
専門家報酬		65,811	10,113
保管報酬	6	326,371	50,150
発行税	8	80,516	12,372
その他の費用	14	94,729	14,556
費用合計		<u>4,532,219</u>	<u>696,421</u>
投資純利益／（損失）		<u>1,774,627</u>	<u>272,689</u>
実現純利益／（損失）			
－投資有価証券売却に係るもの	12	29,331,139	4,507,023
当期実現純利益／（損失）		<u>29,331,139</u>	<u>4,507,023</u>
未実現評価利益／損失の変動純額			
－投資有価証券に係るもの	13	(441,579)	(67,853)
当期未実現評価利益／損失の変動純額		<u>(441,579)</u>	<u>(67,853)</u>
運用による純資産の増加／（減少）		<u>30,664,187</u>	<u>4,711,859</u>
発行		1,052,000,244	161,650,357
買戻し		(949,020,693)	(145,826,520)
支払済分配金	9	(30,664,187)	(4,711,859)
期末現在純資産額		<u>833,076,250</u>	<u>128,010,497</u>

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

**外貨建マネー・マーケット・ファンド**  
**ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託**  
**外貨建マネー・マーケット・ファンドー米ドル・ポートフォリオ**  
**統計情報**

	2025年10月31日現在		2024年10月31日現在		2023年10月31日現在	
	米ドル	千円	米ドル	千円	米ドル	千円
純資産額	833,076,250	128,010,497	730,096,699	112,186,659	623,528,099	95,811,328
発行済受益証券口数	83,307,624,967 口		73,009,669,886 口		62,352,809,858 口	
1口当たり純資産価格	0.01	2 円	0.01	2 円	0.01	2 円

外貨建マネー・マーケット・ファンド  
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託  
財務書類に対する注記  
2025年10月31日現在

注1. 設定

外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「トラスト」という。）は、ルクセンブルグの2010年12月17日法（改正済）（以下「2010年法」という。）のパートIIおよびオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日の法律（以下、本注記において「AIFM法」という。）の規定により規制されるオープン・エンドの契約型アンブレラ・ファンド（以下「契約型投資信託」という。）である。外貨建マネー・マーケット・ファンドはマネー・マーケット・ファンド（以下「MMF」という。）として適格性を有し、マネー・マーケット・ファンドに関する2017年6月14日付欧州議会および理事会規則（EU）2017/1131（以下「MMF規則」という。）に規定された範囲内にある。

MMF規則の枠組みに基づき、外貨建マネー・マーケット・ファンド等のすべての既存のMMFは、MMF規則により導入された新規要件すべて（とりわけ、評価、ファンド規則、資産の適格性、内部与信特性評価手続、顧客確認方針およびストレステスト方針を含む。）を遵守しなければならない。それぞれの国の所轄官庁（ルクセンブルグ籍のファンドについてはCSSF（金融監督委員会（Commission de Surveillance du Secteur Financier）））に対し、2019年1月21日までにMMF規則に基づく承認のための申請書を提出しなければならない。

2019年3月31日付のCSSFからの承認に伴い、外貨建マネー・マーケット・ファンドは公的債務固定基準価額MMF（以下「公債CNAV MMF」という。）の仕組みを有する短期MMFとして適格性を有している。2019年2月28日に、既存の全受益者は、MMF規則による重大な変更について適式に通知を受けた。

トラストは、ルクセンブルグ法に基づき設立され、ミュンスバッハ L-5365、ガブリエル・リップマン通り 1 Bに登記上の事務所を有する管理会社であるジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイ（以下「JFML」という。）によって管理・運用されていた（2025年12月1日まで）。JFMLは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてB46 632番として登録され、AIFM法第2章に基づきトラストのオルタナティブ投資ファンド運用会社（以下「AIFM」という。）として行為する権限を付与されている。2014年7月以降、AIFMの資本金は2,500,000ユーロであった。2025年12月1日以降、トラストはカーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイによって運用されている。

トラストは、1997年10月8日に効力を発生し、1997年11月10日にメモリアル・セ・ルクイ・デ・ソシエテ・エ・アソシアシオン紙（以下「メモリアル」という。）に公告されたトラストの約款（以下「約款」という。）に従って管理・運用される。約款の変更に関する通知は、メモリアルにおいて、2014年9月18日に公告された。2024年12月18日に効力を生じた直近の総合約款は、ルクセンブルグの商業登記簿（Luxembourg Business Registers）に届出が行われており、閲覧および複製を入手することができる。

ルクセンブルグの2016年5月27日法に従って、トラストは、ルクセンブルグの商業・会社登記簿においてK164番として登録されている。

2025年10月31日現在、外貨建マネー・マーケット・ファンドは、存続期限の定めなく設立されており、以下の1つのファンドを有している。

外貨建マネー・マーケット・ファンドー米ドル・ポートフォリオ、1997年10月9日付で運用開始

## 注2. 重要な会計方針

### 2.1 財務書類の表示

本財務書類は、投資信託に関するルクセンブルグの規則に従って作成されている。ファンドの基準通貨は米ドルである。

### 2.2 有価証券投資の評価

ファンドの組入証券は、これら有価証券の均等償却法に基づいて評価される。この評価方法は、証券を取得原価で評価し、以後証券の市場価格に与える金利変動の影響にかかわらず、割引額またはプレミアム分を満期に至るまで均等額で償却することを前提としている。この方法は、評価面での確実性を提供するものの、均等償却法によって決定される評価額がトラストが証券を売却した場合に受領する売却代金より高額であったり低額であったりする場合が生ずる結果となる。ファンドの組入証券は、市場相場に基づき計算される純資産価格と均等償却法により計算される純資産価格との間の乖離を判定するため、AIFMによりまたはAIFMの指図の下に監視される。重大な希薄化またはその他の不公正な結果を投資者にもたらす可能性のある乖離が存在すると判定された場合、AIFMは、トラストの英文目論見書に記載される調整的措置を行う。

証券取引所に上場されているか、またはその他の規制市場で取引されている有価証券は、当該証券取引所または市場における入手可能な直近の価格で評価される。有価証券が複数の証券取引所または市場に上場されている場合、当該有価証券の主要市場を構成する証券取引所または市場における入手可能な直近の価格が用いられる。

### 2.3 外貨換算

ファンドの通貨以外の通貨建ての資産および負債は、年度末現在の実勢為替レートでファンドの通貨に換算されている。ファンドの通貨以外の通貨建ての収益および費用は、取引日における実勢為替レートでファンドの通貨に換算されている。

ファンドの通貨以外の通貨建ての投資有価証券の取得原価は、購入日における実勢為替レートで換算されている。

外国為替取引における利益および損失は、当期の損益を決定する運用計算書および純資産変動計算書において認識される。

## 注3. 為替レート

2025年10月31日現在の以下の為替レートが使用されている。

1 ユーロ	=	1.16640米ドル
1 日本円	=	0.00658米ドル

#### 注4. 管理報酬およびAIFM報酬

AIFMは、ファンドの資産から、四半期毎に支払われる、当該四半期中の日々の平均純資産総額の年率0.06%を上限とする管理報酬（四半期毎に最低5,500米ドル）を受領する権利を有する。

上記に記載の報酬は、トラストの目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

#### 注5. 投資運用報酬

投資運用会社は、ファンドの資産から、四半期毎に計算され米ドル建てで後払いされる、当該四半期中のファンドの日々の平均純資産総額に基づく以下の料率の投資運用報酬を受領する権利を有する。

－ 2億米ドル以下	年率0.18%
－ 2億米ドル超 5億米ドル以下	年率0.15%
－ 5億米ドル超 20億米ドル以下	年率0.10%
－ 20億米ドル超	年率0.09%

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

#### 注6. 保管報酬

保管受託銀行は、四半期毎に支払われる、ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.032%を上限とする保管報酬、ならびに年率0.008%を上限とする監督報酬およびモニタリング報酬を受領する権利を有する。保管受託銀行が負担したすべての合理的な立替費用（電話、テレックス、電報および郵送料を含むがそれらに限定されない。）ならびにトラストの資産の保管を委託された銀行および金融機関に対する報酬は、当該ファンドが負担する。

上記に記載の諸報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

#### 注7. 販売会社報酬

日本における各販売会社は、四半期毎に支払われる、ファンドの日々の平均純資産総額の年率0.30%を上限とする報酬を受領する権利を有する。販売会社間の配分は、関連する四半期中の、当該販売会社により販売されたファンドの日々の発行済受益証券残高の平均に基づいて決定される。

上記に記載の報酬は、目論見書に記載されているとおり、契約当事者間の書面による合意により随時変更されることがある。

#### 注8. 発行税

トラストは課税上、ルクセンブルグの法律の対象となっている。ルクセンブルグにおいて現在施行されている法令により、トラストは、当該四半期末日現在の純資産額に基づいて四半期毎に計算され、支払われる、年率0.01%の純資産額に対する年次税の対象となっている。

組入有価証券へのトラストの投資から生じる収益は、当該有価証券の発行国において源泉徴収される源泉税の対象となることがあり、かかる源泉税は必ずしも還付可能ではないことがある。

## 注9. 分配金

AIFMは、ファンドの1口当たり純資産額を、その投資方針において特定した金額に維持するために必要な額の分配金を毎日宣言することを意図している。ファンドの発行済受益証券に関する分配金は、受益証券の支払日から（当日を含む。）当該受益証券の払戻日（当日を除く。）の年度について発生している。

毎月の最終取引日に、宣言・発生済（最終取引日の直前を含む当該日まで）および未払いのすべての分配金は、（ルクセンブルグおよび／または受益者関係諸国の分配金について支払われる源泉税およびその他の税金（もしあれば）を控除後）当該最終取引日の直前の取引日に決定されるファンドの1口当たりの純資産価格で自動的に再投資され、これにつきファンドの受益証券が発行される。

販売会社またはディーラーが受益者のために名義書換代行会社に指示を与える場合、再投資に代えて、小切手または銀行送金により、現金で上記最終取引日の翌取引日に支払われる。ただし、支払請求がなされた国において適用される外国為替管理法令に従うものとする。

2025年10月31日現在、支払済分配金の総額は30,664,187米ドルであった。

## 注10. 外部サポート

2020年7月9日、ESMA（欧州証券市場監督局）は、MMF規則第35条に基づくMMFに対し、外部サポートを提供することを禁止する旨の公式声明を発表した。これは、特定のMMFが直面している流動性にかかる課題および新型コロナウイルス感染症がEUの金融市場に与える影響を緩和するために金融市場当局が講じている最近の措置を踏まえて行われたものである。この声明は、かかる介入がMMF規則の要件を遵守しなければならないことを喚起するものである。MMFは、通常の場合、関係会社または関連当事者との取引を行うことができるが、MMF規則第35条は、「MMFの流動性を保証すること、もしくはMMFの1口当たり純資産価格または1株当たり純資産価格を安定させることを意図した、または事実上そのような結果となる、MMFのスポンサーを含む第三者によりMMFに提供される直接的または間接的なサポート」と定義される外部サポートをMMFが受けることを禁止するものである。これに関連して、MMFは、MMF規則第35条の下記の要件の両方が充足される場合に限り、関係会社または関連当事者を含む第三者との取引を行うことができる。

一外部サポートには、他の例の中でもとりわけ、「第三者によるMMFの資産の水増し価格での購入」を含む。第三者が本項記載の外部サポートを行っているか否かを検証するため、MMFの資産に関連する第三者との取引は、独立当事者間の条件で行われる水増し価格で購入されない。

一外部サポートには、「流動性特性およびMMFの1口当たり純資産価格または1株当たり純資産価格の維持を直接的または間接的な目的とする第三者による行為」を含む。本項記載の直接的または間接的な目的とは、第三者が関連会社であるMMFのみと取引を行う場合を指す。

MMF規則第35条に従い、トラストは、2025年10月31日に終了した年度につき外部サポートを受けていない。

### 注11. 取引費用

2024年11月1日から2025年10月31日までの期間にトラストに発生した取引費用は、譲渡性のある証券、金融デリバティブ商品またはその他の適格資産の購入または買戻しに関連する。取引費用には、手数料、決済報酬、仲介報酬、保管取引報酬が含まれる。2024年11月1日から2025年10月31日までの年度において、取引費用は発生していない。

すべての取引費用が個別に識別可能なわけではない。

### 注12. 投資有価証券の売却に係る実現純損益の内訳

2025年10月31日に終了した年度における投資有価証券の売却に係る実現損益は、以下のとおり分析できる。

	米ドル
投資有価証券の売却に係る実現利益	29,331,139
投資有価証券の売却に係る実現損失	—
<b>投資有価証券の売却に係る実現純損益</b>	<b>29,331,139</b>

### 注13. 投資有価証券に係る未実現評価利益／損失の変動額の内訳

2025年10月31日に終了した年度における投資有価証券に係る未実現評価利益／損失の変動額は、以下のとおり分析できる。

	2024年10月31日現在の未 実現評価利益／（損失） （米ドル）	2025年10月31日現在の未 実現評価利益／（損失） （米ドル）	2025年10月31日に終了し た年度の未実現評価利益 ／損失の変動額 （米ドル）
投資有価証券に係る 未実現評価利益	3,388,520	2,946,941	(441,579)
投資有価証券に係る 未実現評価（損失）	—	—	—
<b>純額</b>	<b>3,388,520</b>	<b>2,946,941</b>	<b>(441,579)</b>

#### 注14. その他の費用

年度末時点におけるその他の費用の内訳は、以下のとおりである。

	米ドル
その他の費用	9,717
立替費用	27,011
印刷費用	54,915
報告書作成費	3,086
	<hr/>
	94,729
	<hr/> <hr/>

#### 注15. 後発事象

2025年11月4日、ルクセンブルグみずほ信託銀行は、クロスボーダー吸収合併により、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbHに吸収合併された。

カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイは、ジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイとの合併により、2025年12月1日付で新たに管理会社となった。

ファンドの管理会社は、2025年11月1日から財務書類が発行可能となった日である2026年3月9日までの間の後発事象の検討を行い、開示を要する後発事象はないと判断した。

外貨建マネー・マーケット・ファンド  
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託

付録 I - オルタナティブ投資ファンド運用会社に関する指令（以下「本指令」または「A I F M D」という。）に基づく2025年10月31日現在の年次報告書に関する開示（未監査）

### A I F Mの報酬方針

J F M Lは、関連するステークホルダーにより定期的に更新され、また取締役会により最終的な確認を受けて承認された報酬方針を詳細に定めている。

報酬方針は、投資信託に関する2010年12月17日付法律（改正済）（以下「2010年法」という。）第16章に基づき権限を授与されている管理会社として、かつオルタナティブ投資ファンド運用会社に関する2013年7月12日付法律（以下「A I F M法」という。）（C S S F 通達18/698により改正済）に基づき権限を授与されているA I F Mとして、報酬に関する義務を充足するため、J F M Lが遵守する必要のある法律上および規制上の要件ならびに関連する措置を定めている。管理会社は、2010年法のパート I およびパート II に基づく投資信託ならびにルクセンブルグの2007年2月13日付専門投資信託に関する法律（改正済）（以下「S I F法」という。）に基づき設定された専門投資信託（以下「S I F」という。）を管理している。また、管理会社は、1990年付アイルランド・ユニット・トラスト法に基づき設定されたユニット・トラストの管理会社およびA I F Mであり、アイルランド中央銀行の認可を受けている。

これに伴い、特に、重要なリスクテイクヤーとして認定されたスタッフのため、報酬に関するすべての要件が分析された。これらの要件を充足するため、J F M Lは、以下の要素を考慮に入れることを決定した。

- － 小規模な組織（2025年10月31日現在においては6名の従業員）
- － 認定されたスタッフの限定的な範囲（2025年10月31日現在においては4名の認定されたスタッフ）
- － 運用におけるファンドの性格
- － J F M Lの管理するアンブレラの投資戦略における低い複雑性

A I F M D 第22(e)条およびA I F M D レベル2規則の第107条の要件に基づき、J F M Lの管理する全投資信託の資産のうちのA I Fの純資産に対する割合で計算された、以下の報酬の定量的開示を参照されたい。

2024年12月31日に終了したA I F Mの会計年度において、J F M Lにより従業員に対して支払われた未監査の報酬総額は、173,828ユーロ（うち14,026ユーロを未払変動報酬が占める。）であった。J F M LよりA I F Mの認定されたスタッフに支払われた未監査の報酬総額は、90,556ユーロであった。かかる定量的未監査報酬の情報は、2024年12月31日現在、J F M Lが管理している全投資信託の資産から、A I Fの資産に対する比例按分ベースで算出されている。ポートフォリオ管理業務を委託された事業体の関連する認定されたスタッフの報酬は、A I FおよびJ F M Lのいずれもかかる委託を受けたスタッフに直接報酬を支払っていないため、上記の報酬の開示から除外されていることに留意されたい。

アセットマネジメントOneインターナショナル・リミテッドについて、報告期間において同社従業員に支払われた未監査の報酬総額は118,033英ポンドに達し、外貨建マネー・マーケット・ファンドに割り当てられた。

したがって、JFMLの仕組みにとって適切な方法で関連規則に対応するため、人事部（以下「人事部」という。）は、JFMLの取締役会とともに、すべての必要な報酬情報を準備した。すべての情報は、機密保持のために人事部に保管される。これらは、各投資家からの要請に応じた協議において利用できるように備置される。各要請は、JFMLのコンダクティング・オフィサーにより予備的に審査される。

JFMLレベルでの比例配分の適用に関して、以下の要件は、適用されない。

- (i) 以下を含む認定された現地スタッフのための支払手続の要件
  - a. 証券による変動報酬の支払
  - b. 保有期間
  - c. 繰延要件
  - d. 事後のリスク要因の調整
- (ii) JFMLレベルで報酬委員会を設立する要件

## リスク管理情報（未監査）

### リスク管理システム

AIFMが採用するリスク管理システムの3つの柱は、以下に詳述するとおり、恒久的リスク管理部門、リスク管理方針およびリスク管理手続である。

#### ・リスク管理部門

AIFMのリスク管理部門は、ポートフォリオ管理部門を含む運用ユニットから機能的かつ階層的に独立している。リスク管理部門は、リスク管理業務の監督を担当するAIFMのコンダクティング・オフィサーに直接報告を行う。リスク管理部門の主要な責務は、以下のとおりである。

- (a) 各AIFが晒されるまたは晒されることがある、各AIFの投資戦略に関するすべてのリスクを継続的に確認、評価、管理および監視するため、有効なリスク管理方針および手続を遂行する。
- (b) 投資家に開示されたAIFのリスク特性がリスク制限と整合するよう取り計らう。
- (c) リスク制限の遵守を監視し、AIFのリスク特性がかかる制限と整合しないと考える場合またはリスク特性がかかる制限と整合しなくなるような重大なリスクが確認される場合、適時にAIFMの管理機関に通知する。
- (d) AIFMの管理機関に対し、AIFまたはAIFMの業務の性質、規模および複雑性に対応した頻度で、以下について定期的な更新情報を提供する。
  - (i) AIFMD第44条に基づくリスク制限および第23(4)(c)条に基づき投資家に開示されているAIFのリスク特性の整合性および遵守状況
  - (ii) 特に実際にまたは予想される不備があった場合、適切な是正措置がとられているかまたはとられる予定であることを示すリスク管理手続の適切性および有効性
- (e) 上級経営陣に対し、運用する各AIFが晒されている現在のリスク水準の概要ならびに実際のおよび予想されるリスク制限の違反に関する定期的な更新情報を提供し、これにより迅速かつ適切な措置がとられるよう取り計らう。

#### ・リスク管理方針

AIFMは、AIFMが運用するAIFが晒されるまたは晒されることがあるすべてのリスクを見極める、適切かつ文書化されたリスク管理方針を確立し、実施し、また、維持している。リスク管理方針は、運用する各AIFに重大な影響を及ぼすまたは及ぼす可能性のある市場リスク、サステナビリティ・リスク、信用リスク、取引相手方リスク、流動性リスクおよび業務リスクを監視するために必要なすべての手続で構成されている。

リスク管理方針は、特に、(i) 一般的小および例外的な流動性の条件下でAIFの流動性リスクを評価および監視するための方法、手段および取決め（定期的実施される流動性ストレステストの使用を含む。）、(ii) AIFMにおけるリスク管理に関する責任配分、(iii) 各AIFについて設定されたリスク特性およびリスク制限、(iv) 恒久的リスク管理部門による報告の条件、内容、頻度および宛先、ならびに(v) その独立性を確保し、その職務によって生じる可能性のある利益相反を管理するための保護措置について詳述したものである。リスク管理方針は、定期的に更新され、AIFMの取締役会により承認され、またCSSFに少なくとも年に1度通知される。これを前提とし、現行のプロセスおよび手続に随時行われた変更は、AIFまたはその投資家に影響を及ぼさなかった。

#### ・リスク管理手順

リスク管理手順は、運用する各AIFが晒されるまたは晒されることがあるすべての関連するリスクを適切に評価、管理および監視するために、AIFMにより確立されかつ実施されたプロセス、測定、システムおよび手順に関する情報を説明することを目的としている。

リスク管理手順は、CSSF通達18/698に従い、AIFMの恒久的リスク管理部門により作成されており、リスク管理に関して慎重な監督を行うために使用される、CSSFに対する総合的な通知に相当するものである。そのため、CSSF通達の付属書Iに厳格に従っている。

リスク管理手順は、定期的に更新され、AIFMの取締役会により承認され、またCSSFに少なくとも年に1度通知される。これを前提とし、現行のプロセスおよび手続に随時行われた変更は、AIFまたはその投資家に影響を及ぼさなかった。

#### 感応度

最も関連のあるリスクに対するAIFのポートフォリオの感応度は、AIFMのリスク管理部門により定期的に評価される。AIFMは、AIFが晒されているまたは晒される可能性があるリスク要因に対する感応度を評価するため様々な評価基準を用いる。

#### リスク制限

報告期間中、AIFはいかなるリスク制限も超過しなかった。報告期間末日現在、近い将来にリスク制限を超える可能性があるとは判断されたものはなかった。

#### レバレッジ

ファンドは、現金または有価証券の借入れ、デリバティブ・ポジションに組み入れられたレバレッジを通じて、またはその他の手段を通じて、AIFのエクスポージャーを高めるあらゆる手法としてAIFMDに基づき定義されている、レバレッジを生み出すことができる。AIFMは、AIFM規制第8条に規定されたコミットメント手法および同規制第7条に規定されたグロス手法に従い、各ファンドのエクスポージャーを算定する。したがって、報告期間末日現在のAIFのレバレッジ水準は、以下の表に要約されるとおりである。

サブ・ファンド名	コミットメント・メソッド・レバレッジ（対NAV割合%）		グロス・メソッド・レバレッジ（対NAV割合%）	
	水準	上限	水準	上限
外貨建マネー・マーケット・ファンド -米ドル・ポートフォリオ	100	105	100	120

#### 流動性管理のための特別な取決め

報告期間において、AIFの流動性を管理するための既存の特別な取決めも新たな取り決めもなかった。したがって、報告期間において、その非流動的な性質により特別な取決めの対象となっているAIFの資産の比率は0%であった。

#### 重要な変更

報告期間において、AIFMD第23条に記載された情報に重要な変更はなかった。

#### **付録Ⅱ-証券金融取引に関する規則（以下「SFTR」という。）に基づく開示（未監査）**

報告期間中、AIFは、以下の範囲において、規則（EU）No. 648/2012を改正する、証券金融取引および再利用の透明性に関する2015年11月25日付規則（EU）2015/2365（以下「SFTR」という。）の適用対象となる取引を行っていない。

- i. AIFは、トータル・リターン・スワップ取引を行わなかった。
- ii. AIFは、SFTR第3条(11)に規定する証券金融取引（レポ取引、有価証券もしくは商品の貸付取引、有価証券もしくは商品の借入取引、買戻取引もしくは売戻取引または信用貸借取引を含む。）を行わなかった。
- iii. AIFは、担保契約により受領した金融商品の再利用を行わなかった。

#### **付録Ⅲ-サステナビリティに関連する開示に関する規則（以下「SFDR」という。）に基づく開示（未監査）**

米ドル・ポートフォリオを構成する投資対象は、サステナブルな投資を促進するための枠組みの設立に関する規則（EU）2020/852第7条およびサステナビリティに関連する開示に関する規則（以下「SFDR」という。）の改訂に基づく環境上サステナブルな経済活動に関するEUの基準を斟酌しない。

(3) 投資有価証券明細表等

外貨建マネー・マーケット・ファンド  
ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託  
外貨建マネー・マーケット・ファンドー米ドル・ポートフォリオ  
投資有価証券明細表  
2025年10月31日現在

通貨	数量/額面	銘柄	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	対純資 産比率
<u>公定証券取引所に認められた、および/または 他の規制市場で取引された譲渡可能証券</u>					
コマーシャル・ペーパー					
フィンランド					
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 10/11/25	19,854,417	19,976,892	2.40%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 15/12/25	19,863,844	19,901,177	2.39%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 17/11/25	19,861,680	19,961,452	2.40%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 19/11/25	19,860,108	19,957,130	2.40%
米ドル	25,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 20/01/26	24,751,413	24,781,136	2.97%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 22/12/25	19,865,204	19,886,945	2.39%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 23/01/26	19,803,636	19,820,711	2.38%
米ドル	21,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 26/01/26	20,788,843	20,804,568	2.50%
米ドル	21,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 28/01/26	20,793,818	20,800,541	2.50%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 05/12/25	19,869,096	19,922,345	2.39%
米ドル	20,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 06/11/25	19,856,033	19,986,068	2.40%
米ドル	25,000,000	MUNICIPALITY FINANCE PLC (USD) CP 09/12/25	24,830,442	24,891,592	2.97%
フィンランド合計			249,998,534	250,690,557	30.09%
フランス					
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 10/12/25	19,789,897	19,907,647	2.39%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 12/11/25	19,784,612	19,971,906	2.40%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 17/02/26	19,729,022	19,759,865	2.37%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 19/05/26	19,660,343	19,753,582	2.37%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 24/02/26	19,663,492	19,741,491	2.37%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 25/11/25	19,702,417	19,940,003	2.39%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 25/02/26	19,661,575	19,741,205	2.37%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 05/11/25	19,779,361	19,988,009	2.40%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 07/11/25	19,783,611	19,983,536	2.40%
米ドル	20,000,000	AGENCE CENTRALE DES ORGANISMES DE SECURITE SOCIALE (USD) CP 09/02/26	19,723,163	19,774,512	2.37%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

通貨	数量／額面	銘柄	取得原価 (米ドル)	時価 (米ドル)	対純資 産比率
米ドル	35,000,000	CAISSE DES DEPOTS ET CONS. (USD) CP 15/01/26	34,649,349	34,710,331	4.17%
フランス合計			231,926,842	233,272,087	28.00%
ドイツ					
米ドル	33,000,000	ERSTE ABWICKLUNGSANSTALT (USD) CP 21/11/25	32,776,573	32,921,802	3.95%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 16/12/25	12,867,939	12,933,244	1.55%
米ドル	20,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 18/11/25	19,706,440	19,957,040	2.40%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 25/02/26	12,784,831	12,835,459	1.54%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 26/02/26	12,783,448	12,834,071	1.54%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 27/01/26	12,873,504	12,879,003	1.55%
米ドル	25,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 04/12/25	24,737,372	24,901,875	2.99%
米ドル	13,000,000	KREDITANSTALT FUER WIEDERAUFBAU (USD) CP 09/01/26	12,870,736	12,901,646	1.55%
米ドル	30,000,000	LANDESKREDITBANK BADEN-WUERTTEMBERG FOERDERBANK (USD) CP 16/01/26	29,703,199	29,751,590	3.57%
ドイツ合計			171,104,042	171,915,730	20.64%
スイス					
米ドル	35,000,000	EUROFIMA EUROPAEISCHE GESELLSCHAFT FUER DIE FINANZIERUNG VON (USD) CP 08/12/25	34,753,079	34,851,064	4.18%
スイス合計			34,753,079	34,851,064	4.18%
コマーシャル・ペーパー合計			687,782,497	690,729,438	82.91%
公定証券取引所に認められた、および／または他の規制市場で取引された譲渡可能証券合計			687,782,497	690,729,438	82.91%
投資有価証券合計			687,782,497	690,729,438	82.91%

添付の注記は、本財務書類と不可分のものである。

外貨建マネー・マーケット・ファンド  
 ルクセンブルグ籍アンブレラ型契約型投資信託  
 外貨建マネー・マーケット・ファンドー米ドル・ポートフォリオ  
 投資有価証券の地域別分類  
 2025年10月31日現在

対純資産比率

フィンランド	30.09%
フランス	28.00%
ドイツ	20.64%
スイス	4.18%
<b>合計</b>	<b>82.91%</b>

投資有価証券の業種別分類  
 2025年10月31日現在

対純資産比率

銀行	74.78%
多角的金融サービス	3.95%
国際的銀行	4.18%
<b>合計</b>	<b>82.91%</b>

## 監査報告書

### 外貨建マネー・マーケット・ファンド受益者各位

#### 意見

我々は、財務書類の作成および表示に関するルクセンブルグの法律および規則の要求に従って、これらの財務書類は、外貨建マネー・マーケット・ファンド（以下「ファンド」という。）の2025年10月31日現在の財政状態ならびに同日に終了した年度の運用成績および純資産の変動を、真実かつ適正に表示しているものと認める。

#### 我々の監査対象

ファンドの財務書類は以下から構成される。

- ・ 2025年10月31日時点の純資産計算書
- ・ 同日に終了した年度の運用計算書および純資産変動計算書
- ・ 2025年10月31日時点の投資有価証券明細表
- ・ 重要な会計方針の要約を含む財務書類に対する注記

#### 意見の根拠

我々は、監査業務に関する2016年7月23日付の法律（以下「2016年7月23日法」という。）および「金融監督委員会（C S S F）」によりルクセンブルグで採用された国際監査基準（I S A s）に従って監査を行った。2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sの下での我々の責任については、我々の報告書中の「財務書類の監査に関する監査人の責任」の項において詳述されている。

我々は、入手した監査証拠が我々の意見表明のための基礎を得るのに十分かつ適切であると判断している。

我々は、C S S Fによりルクセンブルグで採用されている国際会計士倫理基準審議会が発行する専門的会計士の国際倫理規程（国際独立性基準を含む。）（以下「I E S B A規程」という。）および我々による財務書類の監査に関連する倫理的要件に従って、ファンドから独立の立場にある。我々は、これらの倫理要件に従って他の倫理的な義務も果たしている。

#### その他の情報

管理会社の取締役会は、その他の情報について責任を負う。その他の情報は、年次報告書に記載される情報を構成するが、財務書類およびこれに関する我々の監査報告書を含まない。

財務書類に対する我々の意見は、その他の情報を対象とするものではなく、我々はこのことについていかなる形式の保証の結論も表明するものではない。

財務書類に対する我々の監査に関連し、我々は上記のその他の情報を熟読し、その過程において、

その他の情報が財務書類もしくは我々が監査で得た知識と重大な齟齬があるまたはその他の点において重大な虚偽記載があると考えられるか否かを考察する責任を負う。我々が遂行した業務に基づき、我々がその他の情報に重大な虚偽記載があるとの結論に達した場合、我々はかかる事実を報告する必要がある。我々は、この点について報告することはない。

#### 財務書類に関する管理会社の取締役会の責任

管理会社の取締役会は、財務書類の作成および表示に関してのルクセンブルグの法律および規則の要求に準拠した財務書類の作成および公正な表示について、ならびに不正によるか誤謬によるかを問わず、重大な虚偽記載のない財務書類の作成を可能にするために必要であると管理会社が判断する内部統制について、責任を負っている。

財務書類の作成において、管理会社の取締役会は、ファンドが継続企業として存続する能力を評価し、継続企業的前提に関する事象を適宜開示し、継続企業的前提の会計基準を使用する責任を負う。ただし、管理会社の取締役会がファンドの解散もしくは事業の中止を意図している、または現実的にその他に選択肢がない場合を除く。

#### 財務書類の監査に関する監査人の責任

我々の監査の目的は、不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類に全体として重大な虚偽記載がないかどうかにつき合理的な確信を得ること、および我々の意見を含む監査報告書を発行することにある。合理的な確信は高い程度の確信ではあるが、重大な虚偽記載が存在する場合に、2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sに準拠して実施される監査が常にそれを発見するという保証ではない。虚偽記載は、不正または誤謬により生じることがあり、個々にまたは全体として、かかる財務書類に基づく利用者の経済的意思決定に影響を及ぼすことが合理的に予想される場合に、重大と思料される。

2016年7月23日法およびC S S Fによりルクセンブルグで採用されたI S A sに準拠した監査の一環として、監査全体を通じて、我々は専門的判断を下し、専門的懐疑心を保持する。また、以下も実行する。

- ・不正または誤謬のいずれに起因するかを問わず、財務書類の重大な虚偽記載のリスクを認識および評価し、かかるリスクに対応する監査手続を策定および実行し、我々の意見表明のための基礎を提供するのに十分かつ適切な監査証拠を得る。不正は共謀、偽造、意図的な遺漏、不正表示または内部統制の無効化を伴うことがあるため、不正に起因する重大な虚偽記載を見逃すリスクは、誤謬に起因する場合より高い。
- ・状況に適した監査手続を策定するために監査に関する内部統制についての知識を獲得する。ただし、ファンドの内部統制の有効性についての意見を表明することを目的とするものではない。
- ・使用される会計方針の適切性ならびに管理会社の取締役会により行われた会計見積りおよび関連する開示の合理性を評価する。
- ・管理会社の取締役会による継続企業的前提の会計基準の使用の適切性、および入手した監査証拠

に基づき継続企業として存続するファンドの能力に重大な疑いを投げかけることがある事象または状況について重大な不確実性が存在するかどうか結論を下す。重大な不確実性が存在するという結論に達した場合、我々は、財務書類における関連する開示につき我々の監査報告書において注意を喚起する必要がある、また当該開示が不十分であった場合には、我々の意見を修正する必要がある。我々の結論は、監査報告書の日付までに入手した監査証拠に基づく。しかし、将来の事象または状況により、ファンドが継続企業として存続しなくなることがある。

- ・開示を含む財務書類の全体的な表示、構造および内容について評価し、また、財務書類が、適正表示を達成する方法で対象となる取引および事象を表しているかについて評価する。

我々は、ガバナンスの担当者と、とりわけ、計画した監査の範囲および実施時期、ならびに我々が監査中に認識した内部統制における重大な不備を含む重要な監査所見に関してコミュニケーションをとる。

ルクセンブルグ、2026年3月9日

プライスウォーターハウスクーパース・アシュアランス・  
ソシエテ・コーポラティブ

代表

[署名]  
フレデリック・ボーテマン



## Audit report

To the Unitholders of  
**GAIKADATE MONEY MARKET FUND**

---

### Our opinion

In our opinion, the accompanying financial statements give a true and fair view of the financial position of GAIKADATE MONEY MARKET FUND (the “Fund”) as at 31 October 2025, and of the results of its operations and changes in its net assets for the year then ended in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements.

### What we have audited

The Fund’s financial statements comprise:

- the statement of net assets as at 31 October 2025;
- the statement of operations and changes in net assets for the year then ended;
- the statement of investments as at 31 October 2025; and
- the notes to the financial statements, which include a summary of significant accounting policies.

---

### Basis for opinion

We conducted our audit in accordance with the Law of 23 July 2016 on the audit profession (Law of 23 July 2016) and with International Standards on Auditing (ISAs) as adopted for Luxembourg by the “Commission de Surveillance du Secteur Financier” (CSSF). Our responsibilities under the Law of 23 July 2016 and ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF are further described in the “Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements” section of our report.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion.

[www.pwc.lu](http://www.pwc.lu)

PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative,  
2 rue Gerhard Mercator, L-2182 Luxembourg  
T : +352 494848 1, F : +352 494848 2900, [www.pwc.lu](http://www.pwc.lu)

Cabinet de révision agréé. Expert-comptable (autorisation ministérielle n°10181659)  
R.C.S. Luxembourg B294273 - TVA LU36559370



We are independent of the Fund in accordance with the International Code of Ethics for Professional Accountants, including International Independence Standards, issued by the International Ethics Standards Board for Accountants (IESBA Code) as adopted for Luxembourg by the CSSF together with the ethical requirements that are relevant to our audit of the financial statements. We have fulfilled our other ethical responsibilities under those ethical requirements.

---

### **Other information**

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the other information. The other information comprises the information stated in the annual report but does not include the financial statements and our audit report thereon.

Our opinion on the financial statements does not cover the other information and we do not express any form of assurance conclusion thereon.

In connection with our audit of the financial statements, our responsibility is to read the other information identified above and, in doing so, consider whether the other information is materially inconsistent with the financial statements or our knowledge obtained in the audit, or otherwise appears to be materially misstated. If, based on the work we have performed, we conclude that there is a material misstatement of this other information, we are required to report that fact. We have nothing to report in this regard.

---

### **Responsibilities of the Board of Directors of the Management Company for the financial statements**

The Board of Directors of the Management Company is responsible for the preparation and fair presentation of the financial statements in accordance with Luxembourg legal and regulatory requirements relating to the preparation and presentation of the financial statements, and for such internal control as the Board of Directors of the Management Company determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.



In preparing the financial statements, the Board of Directors of the Management Company is responsible for assessing the Fund's ability to continue as a going concern, disclosing, as applicable, matters related to going concern and using the going concern basis of accounting unless the Board of Directors of the Management Company either intends to liquidate the Fund or to cease operations, or has no realistic alternative but to do so.

---

### **Responsibilities of the “Réviseur d’entreprises agréé” for the audit of the financial statements**

The objectives of our audit are to obtain reasonable assurance about whether the financial statements as a whole are free from material misstatement, whether due to fraud or error, and to issue an audit report that includes our opinion. Reasonable assurance is a high level of assurance, but is not a guarantee that an audit conducted in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF will always detect a material misstatement when it exists. Misstatements can arise from fraud or error and are considered material if, individually or in the aggregate, they could reasonably be expected to influence the economic decisions of users taken on the basis of these financial statements.

As part of an audit in accordance with the Law of 23 July 2016 and with ISAs as adopted for Luxembourg by the CSSF, we exercise professional judgment and maintain professional scepticism throughout the audit. We also:

- identify and assess the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error, design and perform audit procedures responsive to those risks, and obtain audit evidence that is sufficient and appropriate to provide a basis for our opinion. The risk of not detecting a material misstatement resulting from fraud is higher than for one resulting from error, as fraud may involve collusion, forgery, intentional omissions, misrepresentations, or the override of internal control;
- obtain an understanding of internal control relevant to the audit in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the Fund's internal control;
- evaluate the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates and related disclosures made by the Board of Directors of the Management Company;



- conclude on the appropriateness of the Board of Directors of the Management Company's use of the going concern basis of accounting and, based on the audit evidence obtained, whether a material uncertainty exists related to events or conditions that may cast significant doubt on the Fund's ability to continue as a going concern. If we conclude that a material uncertainty exists, we are required to draw attention in our audit report to the related disclosures in the financial statements or, if such disclosures are inadequate, to modify our opinion. Our conclusions are based on the audit evidence obtained up to the date of our audit report. However, future events or conditions may cause the Fund to cease to continue as a going concern;
- evaluate the overall presentation, structure and content of the financial statements, including the disclosures, and whether the financial statements represent the underlying transactions and events in a manner that achieves fair presentation.

We communicate with those charged with governance regarding, among other matters, the planned scope and timing of the audit and significant audit findings, including any significant deficiencies in internal control that we identify during our audit.

Luxembourg, 9 March 2026

PricewaterhouseCoopers Assurance, Société coopérative  
Represented by

Signed by:  
  
F29C5C080FAF4A6...  
Frédéric Botteman

## V. お知らせ

- トラストの管理会社であったジャパン・ファンド・マネジメント（ルクセンブルグ）エス・エイは、2025年12月1日を効力発生日として、カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイに吸収合併され、同日以降、カーン・グローバル・ファンド・マネージャーズ（ルクセンブルグ）エス・エイがトラストの管理会社としての業務を行っています。
- トラストの保管受託銀行、会社事務・支払事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社であったルクセンブルグみずほ信託銀行（以下「旧保管受託銀行」といいます。）は、ステート・ストリート・バンク・インターナショナルGmbH（以下「新保管受託銀行」といいます。）に吸収合併され、その後直ちに、旧保管受託銀行の資産および負債は新保管受託銀行に割り当てられました。これにより、旧保管受託銀行は、2025年11月4日付で新保管受託銀行に法的に承継されました。その結果、同日以降、新保管受託銀行がトラストの保管受託銀行、会社事務・支払事務・管理事務代行会社および登録・名義書換事務代行会社としての業務を行っています。
- 上記の管理会社および保管受託銀行の変更を反映し、また、その他の更新または軽微な修正を反映するため、トラストの約款が変更されました（変更の効力発生日：2025年11月4日）。